

承認第3号

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月13日 提出

豊後大野市長 川野文敏

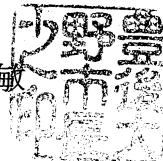
豊大専第3号

専決処分書

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

豊後大野市長 川野文敏



豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成17年豊後大野市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条第3項の表」を「第12条第4項の表」に、「第45条第2項の表」を「第45条第3項の表」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第4条第1項及び第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「翌日以後2年」を「翌日以後3年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊後大野市税特別措置条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。